

第 11 回会議の概要

3 客観的証拠の収集の在り方

(1) 客観的証拠の機能等

客観的証拠の収集の在り方については、総論的な意見として

- 社会の変化に伴う犯罪形態の変容，犯罪ツールの高度化・複雑化等に的確に対応できるよう，通信傍受の拡大や警察官に仮装身分を与える制度の導入などの捜査手法の高度化の仕組みを構築するとともに，犯罪の痕跡をたどる，いわゆる追跡可能性を高める環境整備を図る必要がある。
- 捜査を規制するとの観点のみを強調すべきではなく，捜査の必要性とのバランスの問題として検討されるべきである。組織化・巧妙化する犯罪に対応し，首謀者も含めた関与者を検挙・処罰しないと被害者が出るばかりであり，諸外国に比べて捜査側の武器が少ない我が国では，犯罪防止や検挙のため，命懸けで戦っている捜査官に十分な武器を積極的に整備すべきである。
- 客観証拠の収集を強化する議論はしっかりすべきであるが，その前提として，検察官が消極証拠を無視したり証拠開示が不十分という状況とならないような仕組みを作ることが必要であるし，証拠の管理の適正化も必要である。
- 捜査官が収集した資料を鑑定で全部使ってしまうと，後で再鑑定により検証することができないという問題が起き得るので，鑑定に際し，できる限り再鑑定が可能なように資料を残すといったようなルールを定めることが必要ではないか。などとの見解が示された。

また，その中で

- 客観証拠の裏付けのない供述証拠については証拠能力を認めない，あるいは，証拠としくくする，または信用性が低いという扱いをするということを法制化できないか。

との見解が示され，これに対しては

- 全ての事件について決定的な客観証拠があるとは限らないし，自由心証主義の下，供述証拠であれ客観証拠であれ，証明力の評価は事実認定者の判断に委ねられており，そのような法制化をすることは，根本的に無理である。

との見解が示された。

(2) 通信傍受

ア 現行法における対象犯罪については

- 現行法の政府原案においては，一定の重罪及び組織的に敢行されることが多いような犯罪について，広く対象犯罪としていたが，国会審議の過程で4罪種に限定されたという経過であり，施行後，犯罪情勢の変化等により，対象犯罪に含まれる集団密航は適用例がない一方，これに含まれない犯罪が国民に大きな被害を与えている。

- 通信傍受は、特に知情性に関する証拠を必要とする犯罪や共犯者がいる犯罪について、非常に有効な捜査手法である。例えば、対象犯罪となっていない振り込め詐欺は、現状、首謀者等への捜査が困難という実情があるが、関係者の携帯電話番号が判明した段階で、その通話を傍受できれば、上層部の関与や知情性を明らかにでき、組織の実態を解明することを可能とすると考えられる。
- 平成10年前後より、来日外国人を含む窃盗団による侵入窃盗事案が非常に目立つようになり、はっきりと役割分担をして犯行から盗品の売りさばきまで行い、場合によっては居直り強盗や殺人にまで発展することもある。こうした犯罪に対処する観点からも、対象犯罪の拡大を議論すべきである。

などとの見解が示された。

イ 傍受場所、立会い及びスポット傍受等の手続については

- 傍受の実施件数が非常に少ない理由の一つに、諸外国では警察施設で傍受が行われているのに対し、我が国では通信事業者の施設で行っており、場所が限定されているという事情もある。
- 現行法上、第三者の立会いが義務付けられ、通信事業者に立会いをお願いしているが、時間帯が深夜早朝に及ぶことが少なくなく、その立会いを10日間ないし30日間続けることは相当な負担である。そのため、傍受の実施に当たっては、立会人の事情をも考慮せざるを得ず、結果として実施が制約されている。
- スポット傍受の実態は、実際に通話がなされるのはごく短時間であるにもかかわらず、1日当たり十数時間の間、大量の捜査員が回線に張り付いているという状態を日々続けなければならず、極めて効率が悪く、捜査員の負担や消耗も激しい。

などと、実務上の問題点に関する見解が示され、その対応策として

- 現行法において立会人に求められている機能は、IT技術の進歩により、技術的により確実に、より安全に、よりプライバシーを守れる形で十分に実現可能であり、また、スポット傍受に関しても、傍受の適正さを低下させることなく、一旦は人が聞くことなく全ての通信について録音し、保存した音源から後刻、最小化の方法を用いて捜査機関が傍受することも可能であって、このような視点から、傍受法の改正が検討されるべきである。

などとの見解が示された。

これに対しては

- 警察施設において傍受するとすると、通信事業者からデータを送ってもらって傍受するという形であれば、対象・期間が限られることになるので、立会人に要求されるチェック機能を果たすことができるかもしれず、いずれにせよ、このような機能について、それに代わり得る担保措置があり得るのかということを具体的に考える必要がある。
- 第三者の立会いは、通信傍受の公正さを担保するというのが立法目的と思わ

れ、そうすると、立会い全部を排除してしまうのはいかなものかと思うし、警察施設で傍受が行えることとなると、担保手段にもよるが、公正さが緩くなるのではないかと懸念される。

- 対象犯罪、立会い、スポット傍受に関しては、現行法ができた際に憲法との関係をかなり議論して要件が立てられたと思うので、これを改正する際には、憲法上許されるかということにも遡って検討する必要がある。
- 例えば、オーストラリアでは、傍受事例は非常に多いが、他方で、日本の立会いと同様の証拠認証制度があり、また、政府において全件チェックして報告する義務があるなどのシステムがあるのであって、日本においても、警察サイドとして強力な捜査手法を獲得するのであれば、透明性の確保や説明責任を果たすということもセットにして検討する必要がある。

などとの見解が示された。

(3) その他客観証拠の収集を可能とするための諸方策

ア 会話傍受に関しては

- 会話傍受が可能となれば、捜査上有効な手段となるが、個人のプライバシーに関わる問題であり、犯人による犯罪関連の会話が行われると疑われる場面をどのように特定できるのかが、制度化に当たっての重要なポイントになる。想定できる事例としては、①振り込め詐欺のアジトにおける指示や電話の内容、②対立抗争が行われている場合の暴力団の事務所や車両における指示等、③覚醒剤などの禁制品の入った宅配物に傍受機器を取り付けた上での受領者の言動等が考えられる。
- 会話傍受については、特別の法律によって要件や手続を新たに制度化するのが当然の前提となるが、合憲性を担保するためには、相当程度に厳格な要件や手続を定める必要があると思われる。

などとの見解が示された。

イ DNAデータベースに関しては、法制化を必要とするとの見地から

- 現在、DNAデータベースの取扱いについては、国家公安委員会規則により定められているが、DNAは有罪の証拠としても無罪の証拠としても重要であるから、運用のチェック機関を設置し、また、どのような事件について採取し、どのような場合にデータを消去するかなどを法律によって定める必要があるのではないか。
- DNAは、刑事司法上、決定的な重要性を持っているのであるから、採取や保管の適正化、被告人や弁護人側からのアクセスの保証などについて法律化すべきである。

などとの見解が示され、これに対しては、法制化を不要とする見地から

- DNAの採取については、刑事訴訟法上、任意であれば、任意提出や領置の手続、強制であれば、鑑定処分許可状と身体検査令状の併用という手続が定められ、また、保管・管理については、「行政機関の保有する個人情報保護に

関する法律」に基づき、その具体的な方策として「DNA型記録取扱規則」が定められている。DNAデータベースは、これらに基づいて適切に運用されているのであるから、直ちに法制化が必要とは考えていない。

- 捜査機関以外でも、より重要な遺伝子情報を含むDNAデータベースを保有する研究機関もあるのだから、DNAデータベースについて、一般の個人情報と異なる特別の法規制が必要であるか否かは、個人情報保護法改正という行政上の問題であり、新たな刑事司法制度のテーマとしてはいかなものか。

- DNAデータベースの規模が諸外国に比べて小さい要因の1つとして、DNAの資料採取から鑑定までに1件当たり約1万円が必要であり、そのための経費の増額が容易でないという予算上の問題もある。

などとの見解が示された。

ウ その他にも、客観的証拠の収集を可能とするための諸方策として

- 通信技術の発達により、多くの犯罪で、携帯電話等の通信ツールが用いられており、その通話履歴は、犯行状況やアリバイを含む供述の信用性等を見極める上で極めて有効であるが、捜査に相当期間を要し、携帯電話回線を特定できた段階では通信履歴が消去されている事案も少なくないのが実情である。そのため、今後は、通信事業者において通信履歴をより長期間保存してもらえるような仕組みを整備すべきである。

- 近時、暴力団などが警察に対して非常に敵対的であり、捜査員の保護という意味からも、いわゆる仮装身分制度を導入すべきである。具体的には、①捜査車両のナンバープレートの付け替え、②捜査員の公的な身分証の仮装、③捜査員の他の身分での一定の契約などが適法に行えるようにするための検討が必要である。

- 現在は広域において同じような犯罪が起きるというように、犯罪形態も変化してきているので、日本においてもプロファイリングを充実することがとても大切である。

などとの見解が示された。

4 公判段階の手続の在り方

○ 自白事件と否認事件との手続上の区別

(1) 有罪答弁制度（自白事件を簡易迅速に処理するための制度）

有罪答弁制度ないし自白事件を簡易迅速に処理するための制度に関しては、制度を検討するに当たっての留意点についての指摘を中心として

- 裁判員制度や否認事件などの重要な事件については、公判中心主義で充実した裁判を行っていくべきであるが、他方、被疑者段階で弁護人が付いて、事件を争わないと判断すれば、証拠調べのやり方や証拠を簡略化するという制度はあってもよく、その場合は、実刑を科すこともできるとしてよいのではないか。

- 争いのない事件について一定の簡略な処理をすることには合理性があるが、現状のどこが足りないのかという観点から、即決裁判手続の適用範囲を実刑判決ま

で広げるのか、証拠調べを大胆に簡略化するのか、捜査段階で手間を省けるような大胆なやり方を考えるのかといったことを詰めて議論した方がいい。

- 即決裁判制度の問題点の一つは、重大事件と同じように一通り捜査を遂げなければならないという実情になっていることであり、これをどう直していくかを検討するに当たっては、弁護人に対する早期の証拠開示がなされるかということも一つの要素となる。
- 新しい制度を作るとしても、有罪答弁の申立て後に被告人が否認に転じた場合に、捜査に戻って証拠を収集する手順を作っておかないと、結局は捜査段階の省力化にはならない。公訴取消し後の再起訴の要件の見直しや身柄拘束をどうするのかという点も含めて、捜査に戻れる制度についてセットで検討する必要がある。
- 捜査段階に戻れるようにしても、その間に、通話履歴や防犯カメラのデータが消え、関係者の記憶が減退するなどの問題があり得るから、有罪答弁の自由な撤回を許すと、結局、捜査機関が、当初からしっかりと捜査をしなければならなくなるという場合は残る。
- 有罪答弁等の制度は検討すべきであると考えるが、その際は、刑を科される被告人の感銘力にも配慮し、また、取引司法的なことに対する国民の抵抗感をも考慮した慎重な制度設計が必要であり、それができれば、刑事司法全体の効率的かつ合理的な運営に資するのではないか。
- 取調べの可視化や被疑者弁護の拡大等により、有罪答弁への強要や誘導がなされないようにするなど、その適用を受ける一般国民が、捜査機関に都合のいい制度であるとの感じを受けない制度設計や工夫が必要である。

などとの見解が示された。

(2) その他

公判における事実認定手続と量刑手続を明確に二分すべきとの見地から

- 有罪が決まらない段階で捜査機関が取調べによってカウンセリング機能を果たすのはおかしいのであって、弁護人も含めて証拠がはっきりしたところで一旦裁判所で有罪か無罪かが言い渡され、有罪の場合は、その後、捜査官ではなく、福祉や心理の専門家等が、個別的な量刑や処遇を判断するという制度があつていいと思う。
- 量刑の資料とすべき証拠であつて事実認定の証拠とすべきでない証拠が手続上混在していると、事実認定に影響を与えることが有り得る。確かに、両者をなるべく分けた審理は現に行われているものの、事実認定への影響の遮断が難しい場合があるから、全ての事件でなくても、事実認定手続と量刑手続を分けるという仕組みを作っておくことが望ましい。
- 犯罪者がきちんと社会復帰ができるような量刑が行われるべきであるが、証拠資料が混在して審理されると、処遇の問題をきちんと見通せないと思われる。できれば、手続二分制度を導入し、判決前調査を行って、きちんとした客観的な量刑資料が審理されるべきと考える。

- 量刑判断においては、再犯の防止や更生ということがもっと強く意識されるべきであり、今までの判例等の判断に基づくだけで、その人がどんなふう to 社会復帰していくのかを全く考えていない判断は間違っていると思う。例えば、累犯障害者の量刑については、そのようなことに留意したやり方が考えられるべきである。
- 犯罪事実に関する証拠か情状に関する証拠かきれいに分離できないことがあることは理解するが、量刑審査を分離して判決前調査を入れるなどにより、捜査の比重は軽くなると思われる。確かに、このような手続二分に馴染む事件もあれば馴染まない事件もあるが、馴染む事件を類型的に抽出することは可能ではないか。などとの見解が示され、これに対しては、これに反対する見地から
- 米国等で導入されている陪審員裁判では、陪審員が量刑を判断しないので、手続を二分して量刑は裁判官が判断することになるが、我が国の裁判員制度においては裁判員が量刑の判断も行うのであって前提が異なる。
- 基本的な量刑の大枠は、客観的な犯罪事実・結果と、犯罪事実に関連する動機・目的や共犯関係といった犯情により決まり、いわゆる一般情状は微調整として考慮されると言っているが、そのためだけに、手続を二分したり判決前調査をするということに、どんな意味があるのか大変疑問である。
- 事実認定に関する証拠と情状に関する証拠とを完全に区別することは容易でないし、仮に手続を二分したとすると、立証に不必要な重複を生じ、証人となる被害者等に多大な負担を掛けることとなる。また、事実認定で無罪を主張し、量刑手続で情状酌量を求める訴訟活動を許す仕組みは相当ではない。
- 現行制度においても、犯罪事実の認定の証拠とできず、また、相当でない証拠については、裁判所が適切に取り扱い、量刑についても、裁判所が当事者の主張立証を踏まえ、有利な情状や不利な情状を考慮して適切に判断しており、手続二分的な仕組みは必要ないし、判決前調査手続を導入すべきとの意見については、調査者、調査手続、調査結果の刑訴法上の位置づけが不明である。

などとの見解が示された。

○ 公判準備及び公判審理の在り方

(1) 証拠開示の在り方

ア 証拠開示制度については、事前全面証拠開示制度ないし証拠のリスト開示制度を導入すべきとの見地から

- 客観的証拠の収集権限を捜査側が独占し、供述調書も捜査側の手によって作られることから、公正な裁判の実現のためには、捜査機関側の証拠が正しく弁護側に開示されることが非常に大事であるし、どういう証拠があるのかさえ弁護人に開示されない状況は非常に問題が大きい。本当に必要な大事な証拠がきちんと裁判に出てくる仕組みを作ってもらいたい。
- 弁護人側としては、証拠の標目だけでもリストがあれば、開示記録との対象等により、開示漏れや還付された証拠に気付くことができ有効である。証拠の

内容まで書く必要がないとすれば、捜査側の負担もそれほど大きくないはずであるし、証拠の管理の面からもリストは本来作成されるべきものであり、リスト開示を具体的に検討すべきである。

- 検察官が手持ちの証拠を全部明らかにしなくてよく、リスト開示もなされない現行の仕組みは、一般国民からすると不可解な制度であり、刑事司法制度の公正さについて、疑いを生じさせるものである。
- 捜査機関が作成した証拠の一覧表を開示して原則は全面証拠開示とし、弊害があれば例外規定により外すというのが本来あるべき制度であり、現行の公判前整理手続が行われる事件以外でも、再審手続を含めてこれを導入する必要がある。全面証拠開示に伴う虚偽のアリバイ主張等の問題も、取調べの可視化により捜査当局からの反証が可能ではないか。

などとの見解が示され、これに対しては、これに反対する見地から

- 証拠の全面開示により、被告人が証拠を見てから虚偽の弁解を主張し、被害者に責任を押しつけるストーリーが作れることが懸念されるし、事件と全く関係ない人のプライバシーや名誉が害されることにもなりかねず、それを心配して被害申告や捜査協力をためらう人も出て、事案の解明に支障が生じる。
- 現行制度の下で、弁護人側は、検察側の証拠開示に不服があれば、裁判所に裁定請求ができ、裁判所は、その指定する証拠の標目を記載した一覧表の提示を命じ、これを基に裁定することで開示手続の適正が図られる仕組みとなっており、それを越えたリスト開示は、証拠漁りや些末な争点の主張に繋がりにくい。
- 事案にも応じて多数に上り得る証拠書類や証拠物の全てについて、その正確性も担保しつつ証拠リストを作成することは検察にとって相当な負担となり、かえって手続が遅延することも懸念されるし、リストに記載すべき内容次第では秘匿すべき情報提供者等の情報が明らかになることなども懸念される。
- 現行法の当事者主義の下、健全で充実した訴訟が行われるように、弁護人が的確な防御の準備をするため、捜査機関の有する必要な資料を共通に利用する仕掛けとして、公判前整理手続が作られ、証拠開示制度が埋め込まれた。証拠開示自体は自己目的ではなく、最終目標は充実した公判審理であって、同制度は、争点整理と有機的に連動した制度である。
- 現行法は、事前全面一括開示論は適当でないという議論も踏まえた上で制定されており、そのときの議論の蒸し返しとならないようにすべきであって、仮に基本的な設計思想やその下での具体的規定の運用等に誤りや問題があると考えるのであれば、それを具体的に指摘していくという議論をすべきである。
- 現行制度は、両当事者の究極的な攻防も想定し、様々な法的技術が盛り込まれており、一見して分かりやすいものではないが、この部分は、一般国民である裁判員の判断を求める場面ではなく、正に法律専門家の活動領域であって、刑事訴訟法にこういう部分があることはやむを得ないし、その内容を理解して

請求すれば、必要な証拠は全て開示される制度となっている。

- 当事者主義の下では、あらかじめ記録全部を見ておらず全体を認識していない裁判所の前で、両当事者が訴訟を主導してぎりぎりの攻防をするのであり、事前全面一括開示制度が導入された場合、被告人が証拠を見ながら供述を変遷させてもその過程が裁判には出ないのであって、裁判所は誤った認定に導かれるおそれがあり、制度としては無理がある。
- 近時、捜査機関による証拠の紛失やねつ造等が頻発しており、これが全証拠を開示すべきなどとの主張の背景にあることは理解するが、これは、証拠の適正管理や捜査機関のガバナンスの問題であって、開示制度とは別の事柄であり、そこから直ちに証拠の全面開示をすべきとの結論には結びつかない。

などとの見解が示された。

イ また、証拠開示制度に関連して

- 裁判員制度対象事件以外の事件において、弁護側から裁判所に対して公判前整理手続に乗せるよう求めても、これを認めてくれない場合があり、そうすると、現行の証拠開示の仕組みが活用できない。そこで、弁護人側から裁判所に対して、同手続に乗せることを求める請求権が必要である。

との見解が示され、これに対しては

- 現場の裁判官の実情としては、裁判員制度対象事件以外の事件でも、争点・証拠の整理や、ルールにのっとり証拠開示を行うために必要があると判断したときは、弁護人からの申し出に応じて公判前整理手続に付している場合も結構ある。

との見解が示された。